

平成26年度 第3回 亀岡市地域密着型サービス運営委員会及び  
亀岡市地域包括支援センター運営協議会

第1会議概要

- 1日 時：平成27年3月27日（金）13時半～15時10分  
2場 所：亀岡市役所別館3階会議室  
3出 席：岡崎委員、吉中委員、天野委員、小林委員、今西委員、竹岡委員、  
森委員、石田委員、井上委員、大西委員、原田委員、藤本委員  
欠 席：高尾委員、平岡委員、杜委員  
包 括：地域包括支援センター あゆみ 松本  
地域包括支援センター かめおか 前川  
地域包括支援センター シミズ 吉村、松本  
地域包括支援センター 亀岡園 前野  
地域包括支援センター 友愛園 瀬野、内藤  
事務局：玉記健康福祉部保健・長寿担当部長  
小栗高齢福祉課長  
山内介護保険係長  
松本いきいき支援係長  
永田いきいき支援係主任  
中山保健衛生係長（健康増進課）

第2会議内容

- 1 開会  
司会：小栗課長  
  
2 議事（吉中会長が進行）

（1）亀岡市地域密着型サービス運営委員会

平成26年度亀岡市地域密着型サービス事業者の更新指定について

**資料1**に基づいて事務局より説明。

事務局：地域密着型サービス事業所の更新指定について

当該期間の満了により、有限会社 康生会の行う「グループホーム三愛の里」を平成27年3月20日に指定更新、京都市右京区嵯峨にあります株式会社 ユニマットそよ風の行う「嵯峨野ケアセンターそよ風」を平成26年12月2日付けで更新指定を行いました。

【質疑なし】

## (2) 亀岡市地域包括支援センター運営協議会

### ア 介護保険法改正に向けた現在までの動向について

資料2に基づいて事務局より説明

事務局：3月2日、3日の全国介護保険担当課長会議の抜粋資料、p 339「地域包括支援センターの機能強化等」をご覧ください。包括支援センターの適切な人員配置については、平成27年度以降、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が包括的支援事業に位置付けられ、今後包括支援センターの業務に密接に関わってくることとなるため、各市町村においてセンターの業務量など現状を把握し、それにより適切な人員配置を行うことが必要となってきます。

p 340 イ「センター間の役割分担・連携強化」をご覧ください。近年の包括支援センターは、行政直営が3割、委託型が7割に増加しています。委託によるセンターの運営は、市町村の運営方針に基づく適切な運営を行うことが求められます。今後は認知症高齢者や慢性疾患を有する要介護高齢者が増加する中、医療との連携や認知症への対応、また地域ケア会議の効果的実施、多職種連携によるケアマネジメントを充実させる等が様々な課題対応に必要となります。地域の中で複数のセンターがある市町村では、その中で基幹となってセンター間の総合調整や、地域ケア会議開催等の後方支援を担当するセンターや、認知症等の機能を強化したセンターを位置づける等、地域全体におけるセンター業務の効果的で一体的な運営体制を構築していくことが求められます。

p 341の行政との役割分担については、センター業務を委託する場合、市町村がセンターの運営方針を示すこととされています。今般の制度改正でその内容について、厚生労働省令が定められるとされていますが現在までで示されておりません。本市の運営方針については、国が今後示す省令を確認して修正を加える予定です。今後は市町村と委託型センターがそれぞれの役割を認識しながら、一体的な運営を行える体制整備を図ることが必要となります。

次に、効果的なセンター運営の継続についてです。今般の制度改正により、センター設置者は自ら事業の質調査を行うことと、市町村は定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが法定化されたところです。センターの効果的な点検・評価の実施方法については、既に行われた調査研究結果を国から示されることとなっていますが現在までで示されておりません。

**資料 2-2**に基づいて事務局より説明

事務局：介護サービス情報公表制度の利活用についてです。

今まで行われていました介護サービス情報公表に、地域包括支援センターと生活支援等サービスについても公表制度を行っていくこととなります。p 378の図も併せてご覧ください。インターネットの情報を入手することが出来ない方に対しても、地域包括支援センター等で情報公表システムを活用して分かりやすく情報提供するなどの工夫が必要となります。以上について、今後検討し行っていく現状について報告をさせて頂きました。今後は、包括の在り方検討委員会で検討を行っていくことになろうかと考えております。

**【質疑応答】**

議長：質問等ございますか？

委員：前年度介護保険法改正において、医療介護連携や認知症対策、地域ケア会議のことと併せて地域包括支援センターの機能強化やセンターの業務量に応じた適切な人員配置を行うために、今後は亀岡の地域包括支援センターの業務内容がどうなっているかということを一層明らかにしておく必要があります。また、PDCAサイクル、圏域ごとの課題やニーズを踏まえ目標設定、点検評価を行うことが公的にも示されており、改めて運営協議会等で圏域ごとの課題やニーズに伴う目標をどう設定するかという議論が重要だと思います。地域包括支援センターは最前線で対応しますが、緊急対応、相当な困難ケースの中でも、いくつか複合的な施策で対応する場合等は市町村で対応するのが適切なケースもあり、地域包括支援センターと行政との役割や関係整理が必要かと思えます。

委託内容を文言としては示せると思うが、行政の一部として質をどう現わしていくのか考えないといけない。地域包括ケアの名の下に様々なことが市町村・地域に降りてくるのが今回の法改正です。

入所が要介護3以上となり、重度化にシフトしていくシグナルが見えます。生活支援サービス創設も、要支援者が介護給付から事業に変わるのも同様とみることが出来なくもないと思います。

委員：業務量が大変なボリュームだと思いました。

自分も相談されることがあります。1人の人の問題を解決しようと思ったら、認知症なら認知症の問題だけ解決したらいいのではなく、家族の問題や家の問題など様々な問題が絡んでくる。地域や行政と一緒に問題に取り組まないと解決出来ません。目標をどの辺りに定めて、誰と割り振るのか、説明を聞いていて、問題が大きいと感じました。

委員：民生児童委員も色々な他機関と一緒に考えていけないと感じています。一つのことには二つ三つの問題が絡んでくるというのは、担当ケースを通じて実感しています。今後は福祉や各分野のエキスパートが居ないといけないと感じた。今後の行政と包括、社協との連携が見えていないが、十分機能していかないと地域包括ケアシステムが出来ないのではないか。

議長：次に、亀岡市地域包括支援センター委託方針、亀岡市地域包括支援センター運営方針について、合わせて事務局より説明をお願いします。

**資料3**に基づいて事務局より説明

事務局：p 7をご覧ください。昨年8月以降、在り方検討委員会を3回行った結果です。課題の1, 2の検討結果、ケアプラン件数は上限を30件程度とすること、委託料の積算については行政一般職の中堅程度が望ましいということでありました。ブランチは残す方向となりました。

p 2の方向性は、介護保険第6期を踏まえて、新たな基金の創設と、医療・介護の連携強化、地域における効果的・効率的な医療提供体制確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が法の中で示されました。これに基づいて、包括支援センターの委託方針を定めています。①医療連携強化、②認知症施策の推進、③地域包括ケア会議の充実、④生活支援を市町村が推進することにより「医療・介護連携・認知症施策・地域ケア会議・生活支援の充実・強化」を行うことを基本的な方向性と定めています。改正介護保険法第115条の46に定める「地域包括支援センター」の機能強化、評価を円滑に実施するために、6期の基本的な方向性として圏域数及び委託包括数は5期同様に7圏域5包括とします。

地域支援事業に係る包括支援センターに委託する事業内容は、原則今と同じ4業務を委託していくこととします。但し29年度に向けて介護予防ケアマネジメントは、介護予防・日常生活支援総合事業に移った場合、「介護予防・日常生活支援サービス事業」として整理していくこととします。

p 3は、在り方検討委員会の意見を踏まえ、市の方針として委託料の考えを示しました。委託料は中堅職員（10年目職員相当）とし、職員1名あたり500万円と見積もりました。2.5人配置における0.5人分は、2分の1である250万円としました。3人以上の配置は、地域高齢者6000人までを市で定めていますが、この人数を越えた場合は、高齢者2000人ごとに相談員1名を増して配置し、その費用は専門嘱託1人分として換算し、200万円を上乗せする形とします。更に、ケアプラン30

件を保つため、機能強化必要分として、専門嘱託1人分として200万円を換算しています。この委託方針の期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日の6期の期間としています。

年次計画は平成27年度運営方針の中で示し、28年、29年度は運営協議会で方向性を出していくことと考えています。

**資料4, 5**に基づいて事務局より説明

事務局：方針は一旦の案として、茨城県鹿嶋市地域包括支援センター運営方針、神奈川県鎌倉市の活動方針を参考に作成しました。

運営方針は、介護保険法第115条の47第1項に規定され地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に質することを目的に亀岡市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ策定します。

運営方針運用期間は介護保険法改正を受けまして、平成27年度から少なくとも3年間は制度変更を年次ごとに行う予定としていることから、1年ごとの運営方針を立案し見直しをさせて頂きながら進めていきたいと考えております。

- 以下、資料4「地域包括支援センター運営方針」に基づき説明 -

**【質疑応答】**

委員：3点質問があります。資料4のp9地域ケア会議について、「地域ケア会議」と「地域ケア推進会議」の文言があるが、同じことか。p10にアウトカムは、厚生労働省からまだ出されていない評価について、一旦市で提示し年度末に評価をするのか。介護保険制度改正で生活支援コーディネーターは、亀岡市でも取り組むのか、京都府で準備しているものか。

事務局：地域ケア会議は地域と行政、関係機関全てを連携していく総体の会議を示しており、地域ケア推進会議は、亀岡市において町ごとに行っている会議の名称として使っています。全体としては地域ケア会議、その中の各町における会議を地域ケア推進会議としています。成果指標は包括支援センターの業務における指標です。一旦作成した市の案をお示しし、国が方向性を示した後に原案を修正し、この会議で報告をさせていただきます。生活支援コーディネーターは、京都府の動きとして国のコーディネーター研修を受講した指導者で、今後の進め方を協議しています。京都府としての方針はまだ出ていません。亀岡市としては、次年度以降、包括支援センターや他機関も加わりながら、高齢者のニーズの把握を行

うこと、ニーズを支えて頂く各企業やNPO、医療機関や協同組合や各町などを対象に、どこでどのようなニーズなら賄えるのかということ平成27年度で調査を行う予定です。それを踏まえ市として足りているものと足りないものを把握し、第1層コーディネーターを平成27年度中に作っていくことを考えています。平成28年度はコーディネーターと共に生活支援という新しいサービスを細かく調整していく予定です。

委員：委託料は27年度から29年度までだが、先々も同じ単価でよいのか。

事務局：期間と委託料ですが、地域包括支援センターの委託料は介護保険料を含めた特別会計から出ているため、亀岡市では介護保険計画1期分（3年）で委託料を定めている経過があります。委員から意見も出しましたが、資料2のp339の（1）アの中に「地域包括支援センターの運営に当たっては、高齢化の状況（要介護・要支援者の増加）、相談件数の増加、困難事例及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職員が地域ケア会議及び地域への訪問や実態把握等の活動を十分行えるよう、適切な人員体制を確保することが重要である」とあります。現在、委託先の包括支援センターの活動状況を把握出来ていない部分もありまして、今後は月次報告を充実して把握に努めたいと考えております。今後は包括職員の人員が充足しているのかを踏まえて委託料についても、必要があれば検討していくことになるかと考えておりますので、現時点では6期の中で、委託料は固定と考えております。

議長：他にご質問もあるかと思いますが、次の議題に移りたいと思います。地域包括支援センターの評価について事務局より説明をお願いします。

#### 資料6に基づいて事務局より説明

事務局：地域包括支援センターの行うことは「地域包括ケア」です。医療福祉介護保険サービスが行える体制を含めた地域づくりが出来、有機的に繋がっていることを「地域包括ケアシステム」と言い、このシステムが起動していくよう支えていくことが地域包括支援センターの役割です。このような役割を構築していくために、地域包括支援センターの評価が今後法定化されていきます。評価をどうしていくのか検討も必要です。平成37年までに地域包括ケアシステムを作り上げていくことが喫緊の課題です。亀岡市では、まず現状の把握が必要だと考えています。27年度は包括の業務量の理解、地域ケア会議マニュアル、運営方針等を理解した上で、目標達成が出来る仕組みづくりをしていくことが重要と考えています。次回の運営協議会では具体的な取り組みについて報告を考えています。資料2の国資料では「包括支援センターの点検・評価の実施

方法についての研究結果については、本年度末までに示す」とされていますが、未だ示されていません。国の示すものによっては、今後の修正も必要です。まずは現状の把握を行い、包括と市が一体のものであることを基本としていくために、それぞれの理解度を上げていくことがまず重要と考えています。

委員：平成27年度から3年間で大きく変わるということで、市の計画も3年計画ですが、問題なのは適切な人員の確保、それも人数だけの確保で無く研修も含めてその方たちがどう成長するのが大切だと思います。もう一つは広報の問題。各地の高齢者のニーズ把握や、成果の公表制度も一般的に普及しないと効果がない。高齢者に分かる広報も検討が必要です。まだ未確定な部分もあるとのことですが、当市の高齢化に伴い、どの程度増加させなければならない見通しか、分かる範囲で説明いただきたい。

事務局：包括の社会福祉士を中心にした広報誌「すみれ」や他の広報誌も含めて、広報について検討していくことは出来ると思います。亀岡市で行うこととともに、大きな影響力は口コミです。口コミの場をどう作っていくかを考えていければと思っています。

人員の見込みは、7圏域のうち、南部（西別院・東別院・曾我部）、西部（本梅・東本梅・宮前・畑野）は高齢者人口の増加が急激ではなく、反対に篠町・つつじヶ丘・大井・千代川は、一定高齢者人口の増加が見込まれ相談件数も増えるだろうと想定しています。高齢者人口増加推移等も示しながら運営協議会で検討出来たらと考えます。現状の包括支援センターの活動報告を確認させていただき、運営協議会で検討出来たらと考えます。

議長：まだ意見もあろうかと思いますが、次の議題に移らせていただきます。次年度の亀岡市地域包括支援センター在り方検討委員会の検討内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局：委託方針でも説明したが、圏域の在り方、持ち方や圏域数について、検討が必要だと考えています。この他、包括支援センターの名称、在宅医療介護連携や認知症初期集中支援チーム等の配置の仕方、人員体制と委託料、包括の評価の在り方等について一定の方向を次年度に検討していきたいと考えています。

議長：以上で本日の議題は全てとなりますが、最初の議題も含めて質問等ございませんか。無いようでしたら、事務局にマイクを返します。

司会：本日は長時間の審議ありがとうございます。